

328-322



28
322

江南事情附録
南洋勸業会 全

国立国会図書館



始



工ト24-26



江南事情附錄

南洋勸業會

全

上海出品協會編

江南事情附録

南洋勸業會 目次

第一章	緒論	一頁
第二章	設立沿革	二頁
第三章	位置及び設備附餘興	五頁
第四章	勸業會臨時保安巡警及び同消防巡警	七頁
第五章	勸業會職員摘録	九頁
第六章	勸業博覽會巡覽者心得及規定	十三頁
第七章	開期出品陳列及審査賞與	十四頁
第八章	上海日本出品協會彙報	十六頁
第九章	外國參考館	廿三頁

南洋勸業會

上海出品協會編著

第一章 緒論

前任兩江總督端方氏の首道により官民上下の株式組織なる南洋勸業會も機熟し今や實現せられたり元來清國なる老大帝國に於て博覽會の開設を見るが如き實に實に破天荒なる一大事なりと云ふ可し

甲午の役に其の實力を公表せられ下つて北清の變以來大に自覺する所あり軍事に教育に商業に工業に所有方面に自強の策を講じつゝ來りし支那帝國の文物が如何なる進度に在るやを實見するのみにても己に個人的對清政策上得る所必ずしも少なしとせず我が商工界其の人あらば此の南洋勸業會を以て對清經營の一端に運用し四百餘州の野に四億萬の耳目を聳動せしめ驚天動地以て我産業を博覽せしめ以て我が工藝品を紹介するの好機となすべし且又渡清遊覽者にありては我國生産品の販路に於ける開拓の餘地を看取すると同時に一葦帶水なる隣邦の民情風俗を看知し且又極東

明治
43. 8. 4
内交

528-322

の萬國常設大博覽會とも稱すべき上海の事物をも觀察する事を得べし豈夫れ一舉兩得のみならんや

嗚呼此の老大國が四千年來の保守的思想を脱却し一躍世界の舞台に立ちて先進國と駢行を保たんとを期待し苦心百端たる文化過度の現今に於て支那歴史上文明開發の根源とも稱すべき此處南京に此の開設あるに至りたるは吾人の忽かせに看過すべからざるものあり

左に斯會に關して聊か概梗を叙し以て觀覽者の便覽に資せんとすされど開會期前の調査故内容に付いて詳しからず且つ現在調査せし事の後日變更せらるゝ事無しとせず乞ふ讀者諸位之れを諒せよ

第二章 設立沿革

名稱

由來本會は南洋第一次勸業會と稱せしものなれども世俗にては第一次の字様を削りて勸業の次ぎに博覽の二字を加へ南洋勸業博覽會と稱し本邦にては更に南京博覽會と呼ぶに至れりされど當局者は依然として原名を用ひ居れり原來本會は明治四十一年の夏前任兩江總督端方が計畫にして清國農工商三業獎勵の爲め今春內國勸業博覽會を南京に開催せんとする目的を以て昨年度に於て各省に準備的共進會を開き又此れが出品中の粹を集めて南京に開かんとせし預定の南京共進會は國

端方の計

七十萬元

喪及び種々の事故の爲め遂に開會を見ざりき今回開會の南洋勸業會は則ち此の共進會計畫の規模を擴張し以て準を內國博覽會に取りたるものにして官商合同によりて成る當初五十萬元なりしを七十萬元の株式組織となしたりしは博覽會としての一異彩に非ずや
左に本會に關する上諭及び奏議を録して設立の主旨を明にし併せて清國官民の苦心の度を窺知するの資とせんとす

上諭

●諭旨

實業を振興するは國家富強の要政なり已に各直省の總督巡撫に命じて實力提倡せしめ並に大臣を派し各國の博覽會に赴かしめ以て商務の智識を養ひ改良競進の圖を爲さしめたり我國地方に物博し誠に善舉觀摩するに非ずんば以て精進を遺すに足らず茲に農工商部の會奏する所に據れば南清の地に勸業會を籌設し而して該會に於ける出品物等は總て免稅せられんことを請へり惟ふに兩江の地は風氣早く開け民物亦繁盛なれば自然此種の會を設立し以て各省の模範を樹つべきなり朕は南洋大臣兩江總督張人駿を派して該會の正會長と爲し並に各省撫を以て會を協け出品等の各事を籌辦せしめ所有出品物は其稅釐を分別豁免するを准るす而して開會の期定まり時屆り農工商部より奏請するを俟ち大臣を簡派して審查長と爲し蒞場開會せしめ以て朝廷農工を勤勵し商業を推廣するの至意を示さんとす

●南洋大臣奏議

查するに南洋勸業會の設計たるや前任總督端方の原奏にして日本法を酌取するに係る初め西洋の法に仿ひ先づ國內博覽會を設くるの舉ありき然れども暫く其名を避け實を務め先づ小規模の計畫をなし以て覬覦を免れしむるを宗旨とし當初經費豫算額は約五十萬元と定め本省の官商により各々分籌し宣統二年四月一日を以て開會の期と爲し所有豫備事項は是年三月内に於て一律辦妥すべく若し實際籌備及ばざれば開會前三月豫め期限展緩を通告すべしと臣就任後一切の引續きを了せしも此事固

張總督奏

より慎重辦理せざるべからず惟ふに東西各國に於ける此等の舉は其準備の期間遠きは十年にして近きも數年なり然るに現在我國の勸業會たるや開會の期已に迫り而して株銀募集其他各種事項等は未だ確乎たる把握なし因て株主たる各紳士紳商も遂集し親しく詢問せしに始め尙躊躇決意なく再三商議の結果市めて株銀二十五萬元を出さしむるに至れり而して官場に於ける株銀二十五萬元の内財政局より二萬元を撥出するの外二十三萬元の中七萬元は貢院(科舉試驗場)の家屋材料等の賣却金を指すものにして低價を以て賣出せんと欲するも尙是れが讓受を望む者なき爲め勢ひ緩慢に付せざるべからず其餘の十六萬元は津浦鐵道債票一百八十四枚を各商買に向つて買入とせし其債票は未だ盡く到らず且つ勸業幹事會の聲言する所に據れば即ち債票を以て全く買入となすも豫定銀額の數を滿すに足らず頃日籌辦一切の權を委員の專辦に任せしが該委員たる陳琪の申言に據れば豫定の五十萬元にては到底經費の不足を免れず法を設け二十萬元を添増せば以て周轉し得んと是れ原額短縮なりしにより追加して驟かに此の經費を増すに至りしものにして是れ一端の實際情形なり其他辦事一切に至りては隨時事務所に傳詢すべく原任の各員等は皆表冊の定むる所を調閱し期に依つて進行し各器具に條理ありと雖も實行未だ三分の二に及ばず且つ會場内の陳設は千端萬緒相當の方法を講せざるべからざるも先づ成立後を俟ちて始めて能く著手し得べく其他各館の建設すべきもの十有餘所右は還商より匠工に受負はしめ其の契約は來年三月を以て工事を完了せしむるにあり然ども各種裝飾及び貨物の配置等は旬日の間到底周妥なるを得ず斯時に至り商貨團集し中外の觀客雲集し而かも一方設備完成せざるが如き事あるに至りては誠に障礙を免れず是又場賑の一事たり此等兩端を慮り各員努力整理を圖るも尙速に 明詔を奉じ普く羣倫に頒布して鼓舞せしめんと欲す伏て念ふに此事創業にして未だ嘗て何等の經驗なく且つ中外共に屬目す故に先づ鋪飾に注意し決して苟簡に符すべからず尙經費は二十萬元の追加によりて寛裕なるを得ると雖も必ず章程の示す所に從ひ司局に札飭して朝廷撥出の款を融通するを禁じ法を設けて籌措濟用し一面在南京の官に命じ廣東候補道李哲濬を遣はし原派各員と會同し急速籌辦せしめ並に還商幹事をして會場の工匠と契約を改訂し期限を短縮し務めて期に至らば開會し展延空しく糜費するを節せしめ現在津浦鐵道債票百三十四枚を入質して得たる銀十一萬五千元と前に財政局より撥出せる二萬元及び再び追加せる財政局撥出銀二十一萬五千元とを合し三十五萬元といし商買中追加株式應募者あり十萬元を得たるを以て已に豫定せる七

十萬元の數を増し得たり惟ふに原議せる所の資本虧空の場合には各國の通例に仿照して官款を融通すべく會事告竣を俟ちて能く詳細紙上に發表し財政整理の時に至り所有ゆる外債其他の雜費等は均しく之れを決算提出すべし現に勸業會を開辦するに當り其費巨額を要す茲に聖旨を請ひ先づ度支部(大藏省)に飭下して立案以て章の定むる所に符せられんことを尙臣よりも隨時督飭以て樽節支出し切實に辦理せんと欲す茲に江蘇巡撫瑞澂と會同し謹て具陳す

第三章 位置及び設備 附餘興

會場は南京城内北極閣以北紫竹林以南の約五百畝(一畝は我約六畝〇〇二六六)に渉る田園沼澤を以て之れに充てられたり會場は城内鐵道の三牌樓停車場と無量庵停車場との中間に位し瀝氣車の便乏しければ寧省鐵道總局と交渉の結果會場の西隅に假停車場を設け並に會場内の通運館及び機械館の左側に達する支線を布設し以て諸事に便するを得たり

會場の建築物は總計十有四棟にして入口の右側には教育院左側之れに對して工藝院あり其處より三條の道路行走し中道には議事廳貴賓館事務所美術館等建てられ右道には衛生館武備館水産館などあり左道には機械館通運館第一第二參考院農業院等あり此の外主なる建物としては茶業別館磁業別館江南別館絲業別館僑商出品陳列館勸工場等あり各省は自から其の別館を建築し直隸東三省東福建湖北湖南江西安徽四川山東浙江河南諸省の十二別館あり山西陝西甘肅の三省及雲南貴州の二省は各合して一別館を建てたり就中廣東別館を以て最も宏大と爲し湖北別館を以て最も緻美と

廳物

假停車場

紫竹林

爲す内に黃鶴樓の模形黃崗竹樓南陽諸葛廬等點綴せり
 尙附屬物には茶館自働電話室休息所劇場曲馬場體育場水族館音樂堂牌樓噴水等あり四周には賣店
 を設くる事例の如し而して各建築物は趣味と嗜好に投し特に日本館の窓は長方形にして獨逸は圓
 形窓なるも亦奇趣ありと云ふべし

建築法は勿論支那式にして煉瓦を用ひ上面は漆喰を以て白く塗りたる半永久的なり且當地方には
 地震殆ど皆無なれば崩壊の憂なきは建築上大に容易なるものあり會場夜間の電燈イルミネーショ
 ンは其の初め勸業會事務所自營となし發電機械一臺購入の筈なりしが各館所要の電燈數約七千個
 に各省別館及び會場内外餘興物及び賣店に要する敷を合すれば大約一萬四千個を要するを以て發
 電機一個にては不足を告げれば自ら其の經營を止め近設せられたる南京電燈公司に供給を仰ぐ
 事とせり

勸業會場の中心に昇降器(エレベーター)にて昇降する高塔設けられたり同塔よりは會場の全景は
 勿論南京の形勝をも眼界に收むべし

音樂會 南洋勸業會開催に當り音樂會を設くる事となり之れに出演する軍人及び各學校の音樂隊
 の歩調を一にせんとて米國出身音樂家莊佑倫氏一切を擔任し居れり

電燈

エレベーター

音樂會

第四章 勸業會臨時保安巡警及び同消防巡警

勸業會總辦陳琪氏は會場の秩序安寧を維持せんが爲め臨時警察署を設けたるが同巡査は第九鎮の
 滿期兵中比較的才智あるもの百八十名を選抜して一ヶ月間警務に關する教育を施したる後採用せ
 しものなりと云ふ

◎勸業會臨時保安巡警組織經費一覽表

職員數	月給手當	合計
臨時警官 一名	銀五十兩	同上
巡官 三名	一人銀二十兩	銀六十兩
巡記 一名	銀十二兩	同十二兩
稽查 二名	一人銀十二兩	同二十四兩
巡長 十八名	一人月手當銀六兩	同百〇八兩
巡警 百八十名	同四兩八錢	同八百六十四兩
伙夫 十八名	同三兩	同五十四兩
公役 六名	同三兩	同十八兩
雜費	月 額	同二十四兩
燈油費	同	同十二兩
合計	月 額 支出	同千二百二十四兩

第四章 勸業會臨時保安巡警及び同消防巡警

博覽會警

其役員經

消防巡警

備考 外に開役費用として約四千二百八十兩を要せり

勸業會臨時消防巡警局は其名の示す如く場内火災の豫防の爲めに設けられ臨時消防豫備協助消防の二隊と爲し日夜二名宛瞭望臺に在りて見張り二時間交代とす而して本局に用ゆる人員は三個月間官設練習所に在りて其の所要學術を學べるものなりと云ふ

其役員經費

◎勸業會臨時消防巡警組織經費一覽表

職員數	月給手當	合計
消防隊官 一名	月給銀四十兩	銀四十兩
書記 一名	同銀十二兩	同十二兩
機械士 二名	一人月手當銀七兩	同十四兩
隊長 二名	同六兩五錢	同十三兩
巡警 二十名	同四兩八錢	同九十六兩
夫役 二名	同三兩	同六兩
伙夫 二名	同三兩	同六兩
雜費	月 額	同十二兩
油燭費	同	同四兩
合計	月支出額	銀二百〇三兩

備考 開設機械器具被服費計二千一百二十六兩一錢八分を要せり

博覽會職員

第五章 勸業會職員摘錄

◎南洋勸業會事務所職制摘要

- 正會長 南洋大臣(張人駿)
- 主任副會長 南洋大臣上委任命す
- 副會長 無定員幹事會の公舉による
- 審查總長 一名、農商務省派遣(楊士琦)
- 同部長 若干人、審查總長上奉任命す
- 審查官 同 同上
- 幹事 十三人、株主中より公舉し幹事會を組織し同會より會計幹事二人工程幹事一名を公推す
- 參議 學識經驗に富める官紳若干人を正會長の選任を経て本會參議となす

◎事務所職員

- 坐辦 一名、正會長の命に従ひ幹事會を主持す
- 帶辦 一名、正會長の命に従ひ坐辦を補佐す
- 科長 七名
- 副科長 七名
- 科員 無定員

◎南洋勸業會事務所職員一覽表

職名	姓名	原籍	職名	姓名	原籍

坐辦	陳琪	浙江	帶辦	向瑞珉	湖南
庶務科長	張銘彝	湖南	副科長	李鴻賓	四川
科員	朱昌麟	江蘇	會計員	唐樹滋	江蘇
簿記員	錢本照	同	調查科員	陶遜	同
副科長	凌文淵	同	科員	袁祖成	同
工程科長	黃席珍	江西	副科長兼庶務幹事	東日盛	江蘇
科員	陳維新	浙江	科員	桃丙喧	河南
副科長	葉大端	江西	文庫科長	江慕洵	安徽
科員	李佐廷	湖南	科員	都鴻藻	浙江
副科長	鄭希樵	浙江	同	許恩藻	安徽
收發監印	蕭世助	浙江	同	賀錫珍	湖南
測繪員	汪達	江蘇	出品科長	沈祚延	浙江
副科長	胡哲顯	浙江	科員	關伊	同
科員	鄭誠元	江蘇	同	陳永秀	安徽
同	蔡家璋	湖北	同	陳雲章	江蘇
同	蕭金	江蘇	編纂科員	沈憲	浙江
同	馮勳端	同	法律顧問	彭淵恂	湖南
科員	楊卓茂	湖南	科員	梁世祚	山東
審查科長	高形輝	山東	同	蘇高鼎	江蘇
科員	陳紹箕	福建	同	夏彭年	江蘇

此の外江蘇省各府及各省特別調査員ありて其れ々々その府省よりの出品物を取扱ひ兼ねて異郷よりの出品の調査をなすものとす左にその一覽を舉げん

◎江蘇省各府屬調査員一覽表

同	潘賢祖	安徽	同	杜鴻賓	山東
同	張長	江蘇	同	王鼎鈞	江蘇
覆核文案	顧永康	湖北			
江寧府	徐勳	原籍	優	南京陶定王巷	住
揚州府	梁英	揚州	分省補用知縣	揚州中學堂	
淮安府	胡啓新	安徽	江蘇補用知縣	淮安府經歷署	
通州海門廳	東日盛	揚州	教練所提調	南京督練公所	
徐州府海州	張福植	海州	浙江代備學堂出身	南京門帘橋	
蘇州府大倉州	蘇高鼎	蘇州	日本法政學士	南京商業學堂	
同	蔣鳳梧	同上	日本清華學校出身	蘇州草橋中學校	
松江府	郁壽豐	海門廳			
常州府鎮江府	陶遜	鎮江	候選主事	南京大中橋	

◎各省特別調査員一覽表

直隸	錢寶青	原籍	候選道	受信所
浙江		浙江		南京四條巷南園

第五章 勸業會職員摘録

東 三	戈乃文	直隸	江蘇候補知縣	南京張府園
浙 江	丁三在	浙江	同 上	南京戚家漕孫公館
福 建	陳藩侯	福建	分省知縣	福州城內文儒坊
湖 北	黃超元	湖北	江蘇補用縣	南京大行宮衛巷
湖 南	胡元侯	湖南	明德學堂監	湖南省城明德學堂
廣 東	陶 遜	江蘇	不 明	不 明
同 上	李 鍾	同上	廣東候補知縣	不 明
河 南	鼓淵恂	湖南	日本法政學士	不 明
同 上	陳官桃	廣東	河南即補知縣	河南警務公所
山 東	雷光宇	湖南	法政學堂監	山東法政學堂
雲 南	熊範典	貴州	直隸候補同州知州	雲南督署文案
四 川	葉景葵	不 明	四川候補道	不 明
四 川	何知章	浙江	陸軍學堂監督	不 明
廣 西	鈕永建	江蘇	兵備處帶辦	不 明

陝西甘肅新疆山西貴州は當時未定
此の外各出品協會及協贊會職員は累贅なれば此處に畧す

事務員養成

◎南洋勸業會事務員養成

勸業會は左記の條件を以て事務員希望者を募集し自から約二ヶ月間陳列管理に關する智識を授け之れを採用せり而して開期中成績良好なりし者には證明書を給し閉會後各地商品陳列所員に推選

るすしと云ふ

募集要項

- 一、宗旨 會務に關する一般の普通智識を授け本會會場事務員を養成す
- 二、入學程度 高等小學相當の程度
- 三、年齡 二十歳以上
- 四、科目 一、各科學大意 二、本會法規 三、陳列裝飾大意 四、算術 五、國語 六、英語初步
- 五、學期 正月二十日より三月十日迄
- 六、學費 不要
- 七、津貼 本會指定の官所に住居するものには月四元其他の者には月五元の食料を給す
- 八、學額 五十名
- 九、校地 南京城內會場附近
- 十、保證 在學中は一名採用の上は尙一名の南京に在住する確實なる財産を有する保證人を要す

第六章 勸業博覽會遊覽者心得及規定

勸業會を遊覽せんとする者は城內鐵道に乘じ三牌樓停車場と無量庵停車場との中間なる臨時博覽會停車場にて下車し北極閣の北紫竹林の南なる會場に數日の見物を費すべし

勸業會入場料は數等に分ち普通券は三角童稚券は一角五分軍人學生等の特別券一角五分とし工役

遊覽者心得

入場料

第六章 勸業博覽會遊覽者心得及規定

每日會場時間

券即ち勞働者入場料は僅かに五十文とし外に長期券一部三十枚を五元とし回数券五回券を一元にて發賣する由

開期中は毎日午前九時より午後六時迄は一般の縦覽を許せり而して同會職員出品人又は出品代表者及び其の使用人出品協會職員新聞記者等は無料出入を許すと規定せり

此の外遊覽者心得としては我が日本人より考ふれば可笑規則なれども此れ即ち支那式にして支那通となる一材料たるを失はざれば左に指録す

●勸業會臨時巡警章程摘錄

- 第二十條 券を購ふて入覽せんとする者は風呂敷包手提げばん類及び犬畜鳥類等を携帯するを得ず
- 第二十一條 遊覽者は陳列品を離るゝこと二歩以外たるべし
- 第二十二條 遊覽者の車馬は會場門外指定の地に置くべし違者あれば巡警これを禁止するを得
- 第二十四條 遊覽人は各館院商店内に在りては脂煙を守るべし若し喧嘩紛擾等の事あれば巡警は之れを禁止するを得
- 第三十五條 凡そ形跡疑ふ可き人あらば入場券を所持すると雖も巡警は之れを査べ怪しき者は本局に送りて訊問すべし
- 第三十六條 初楊裡體或は酒醉癡狂及び乞丐等の入場を許さず
- 第三十八條 遊覽者は陳列室内に在りて吃煙及び吐痰を禁す
- 第四十條 遊覽者は路傍に隨意放尿を禁す

第七章 開期出品陳列及び審査賞與

開期

出品

陳列分類

審査及賞與

●開期 最初の豫定期日は宣統二年四月一日より同九月三十日迄の六ヶ月間なりしが今春以來雨天連日なりしと其他の都合によりて工事遅延したるのみならず各地よりの物品延着等の理由にて一ヶ月の延期となり四月廿八日(西曆六月五日)より開會の豫定となれり之れ清國に於ける初次博覽會なれば無理ならぬ事なりされば開期は先づ六月初旬より十一月下旬なりとす

●出品 初めは南洋勸業會(共進會)なりしが世俗にては何時しか博覽會と變名したり此名夫れ或は至當なるべし何となれば出品は殆んど支那内國に涉り且つ諸外國の特別出品もあれば小規模萬國博覽會をも兼ねたるが如し

●陳列の分類

- 第一部 農業林業及園藝
- 第二部 水産
- 第三部 採礦冶金
- 第四部 工業
- 第五部 機械
- 第六部 通運
- 第七部 圖書
- 第八部 教育品
- 第九部 美術品

其他各省特別館及び各國出品部は各々意匠をこらしたれば其の比較研究面白かるべし

●審査及賞與

出品物審査法は勸業會所定分類品以外の出品物と九月一日以後に出品したる物とを除きたる外は悉く審査官三名以上の審査を経る事とせり審査官は自己の出品物を審査出來ざる事當然なりとす賞與の種類を聞くに第一泰獎第二超等褒狀第三優等褒狀第四一等褒狀第五金牌第六銀牌とす

第八章 上海日本出品協會彙報

上海日本
出品協會
の活躍

同會は我が政府より補助を得て今回の舉に大活動を試みたり左に委員會記事を録して其の活動振を示さんとする

◎明治四十三年二月三日委員會記事

當日は南京井原領事及び上海浮田副領事等臨席し井原領事は出品監督官として出品に關する心得を適切に説き且つ博覽會に關する成行を報告したり浮田副領事は當地出品人の爲め懸案中なりし諸問題に付き解決の勞を採りたるが議定事項左の如し

一、去る正月二十九日陳列正味面積割當坪數表の件監督官の承認を得たり

二、陳列場所確定に關するの件

母國よりの出品設計方法を出品取扱者たる土井伊八氏より來る九日迄に當協會に提出せしめ當地出品人諸氏より同日迄に當協會に提出すべき設計方法并に證明書を取纏め當協會代表者は南京に出張し來る十八日迄に監督官に陳列場所確定を申請することに決す

三、日本館を至急實測し完全なる圖面を作製するの件

前項の場所確定に關する重要材料なれば至急調製の必要あり總て専門家を來る五日迄に南京に派

遣して實測をなさしめ同十三日迄に製圖を終へしむることとし其の費用は監督官より支出することに決す

四、日本館内部の裝飾設備に關する件

1 夜間開場せらるべきや否や若し夜間開場する場合にはイルミネーション用電燈取付費并に其點燈費は博覽會事務所の負擔たるべきや否や

2 開期中の大部分は夏期なるを以て晝間電氣團扇の設備を必要とす然らば電燈會社は其電流の供給を引受くるや否や若し電燈會社に於て引受けざる場合には他に供給者あるや否や

以上の二事項は監督官の手に於て博覽會事務所に交渉の結果を當協會に通達方同監督官の承認を得たり

3 其他の裝飾に就ては參考として從來本邦博覽會に於ける裝飾費一坪に對する費用の統計及其裝飾に關する寫真又は圖面を監督官より農商務省に請求することに決す

前記三事項に關し交渉の結果を監督官より通達せらるゝと同時に裝飾に關する費用の豫算を編成し其の費用の財源に付き更に協議の結果を監督官に具申することに決す

五、出品者より特派する看守人の服裝を一定するの件

六、博覽會出品陳列に經驗ある堪能の士を開會前一二ヶ月間派遣方を農商務省に申請するの件

右の費用は本省の負擔とすること猶ほ本件は監督官に於て本省と照會することに決す
七、博覽會に關し監督官と當協會との間に往來する通達及照會は從來の通り當地總領事の手を經由するの件

日本出品者注意

◎二月二十日日本出品協會發表事項

勸業會出品者の注意

當地南洋勸業會日本出品事務所にては左の如き出品者の注意事項を發表せり

一、開會 陰曆四月 即ち我五月

一、閉會 同 九月 同 十月

(開會期日未定なるも多分我五月十日頃)

◎積出に關する注意

一、勸業會々場に荷物搬入は陰曆正月廿日より二月卅日即ち我三月一日より四月九日迄の規定に付き本所は此期間に於て荷受をなすものなれば此期を誤まらざる様本邦積出は左記郵船會社の定期船により積出すべき事但此期間を經過する時は出品の効力を失ふものとす

○筑後丸 横濱發三月十三日、神戸發同十五日、門司發同十六日、長崎發同十七日、上海着同十九日

○筑前丸 横濱發三月十七日、神戸發同十九日、門司發同二十日、長崎發同廿一日、上海着同廿三日

○春日丸 横濱發三月二十日、神戸發同廿二日、門司發同廿三日、長崎發同廿四日、上海着同廿八日

○弘濟丸 横濱發三月廿四日、神戸發同廿六日、門司發同廿七日、上海着同三十日

○博愛丸 横濱發三月廿七日、神戸發同廿九日、門司發同三十日、長崎發同三十一日、上海着四月二日

二、出品物に對しては本邦上海間は郵船會社に於て上海南京間は當地日清汽船會社に於て往復其運賃割引の特約あるに付船積證書面の宛名を南京領事とし南京迄の通し荷物として郵船會社に申込むべし然らざれば割引の効なきものとす

尙南京波止場より會場迄の間汽車積として是亦割引あり但し割引運賃率は追て通知す

三、一般出品物は別々に發送せらるゝに於ては運賃諸掛費等の關係及通關手續上甚しく手数を要するに付き所轄府縣廳に於て取纏め一回若しくは二回に別ち送付すべし

四、出品物は南京領事(監督官)に宛て發送し積出と同時に監督官に宛て左の書式に照し明細書三葉同封送付すべき事

箱番	品名	數量	賣價	價格

尙織物類に巾長を記し斤目を以て量るものは其斤目を記すべし
五、外箱に記す荷印は左の雛形に依り箱の六面に記入すべし



六、出品物は南京領事の證明あるものに限り清國税關に於て税金を免除せらる可し但し閉會後原積出地に積戻しをなさざる分に對しては規定の税金を賦課せらるべし

◎荷造りに要する注意

- 七、荷物は積出地より會場到着迄の間汽車汽船等に數多の荷換をなすに付出品者に於て破損の患なき様特に荷造りに注意すべし
- 八、荷箱の調製は總て新しき八分以上の板を用ひ尙帶金を附すべし古箱古板を用ゆ可からず
- 九、荷箱は餘り大に過ぎ又は重きに過ぐる時は運搬上不便なるのみならず破損の恐れあるに付差支なき限りは箱物は三四尺長細きものは十二三尺迄とし重量ものは一噸位を限度とすべし

◎其他の注意

- 十、出品物には品名(方言)產地出品人名價格等を明瞭に記入し添付し置くものと雖も若し取引注文等の商談生じたる場合に於て之れが説明をなすべき要件は可成詳細に通知し置くべし
- 1 卸賣値段及其多寡に依り割引の工合(本邦沖渡し値段)参考の爲め小賣値段をも記入すべし
- 1 相場變動の工合
- 1 取引の季節
- 1 毎年の製出高
- 1 季節に關せず現荷の有無
- 1 其他参考となるべき諸件
- 十一、出品物陳列中海產物天產物其他特に手入れを要するものは其取扱方法を詳細に通信す可し

上海日本出品協會總會

出品人總數

上海出品協會にては二月廿六日日本人俱樂部に於て出品人總會を開きたり例の如く開會の辭あり次に荻野委員長は南洋博覽會準備の成行其他の報告事項に對し一々詳細なる證明をなしたり其報告各事項左の如し

- 一、本邦の出品陳列場所は二月廿日迄に全部決定し日本出品館は全坪數百五十坪にして陳列坪數六十三坪之れを内地上海兩出品者に分ちて上海の部は三十三坪とす
- 一、清人總辦陳氏の洩せし所によれば博覽會の開會期日は舊四月一日なるも四月下旬又は五月上旬に延期さるゝやも計り難しと故に開會期日は豫定より約一ヶ月以上の延期を見るならん
- 一、南京に出張の上實際調査せし所によれば博覽會建築物中工事進捗の程度完成の期に近きものは工藝館、教育館、武備院、通運館、機械館、農林館、A B 參考館、公議所、美術館、勸工場、江南別館、衛生館等なり而して工事未着手又は着手後日未だ淺きものは各省出品別館、遊戯館、水族館、賣店等なり
- 一、會場内には水道を布設すべき計畫あり尙場内に自動觀覽車を設置し觀覽者の便宜娛樂に供する計畫もある由
- 一、博覽會は夜間開場をなすも各陳別館は開場せず而してイルミネーションは教育館、工藝館、美術館の三種に限り施すことに決定せり
- 一、電氣供給に關しては領事の手を経て電燈會社と協議中
- 一、裝飾費に關する參考材料は領事より已に農商務省に請求し置きたり
- 一、博覽會出品陳列に經驗ある堪能の人物派遣を已に領事より農商務省に申請せり

- 一、本邦よりの出品物は凡て清國稅關にて免税することに決定せり
 - 一、日本郵船會社は本邦出品物に對しては運賃を半減することに確定す
 - 右報告終り同委員長は更らに本國政府へ保護金請求に關する議案を提出し豫算委員に志保井、秦、土井、副島、中島の五氏を指命し來る五日迄に豫算の編成を完了することを議決し散會せり
- ◎出品協會開期前後に於ける附帶事業
- 出品協會は觀覽者一般の便宜を圖り開期前に於て江南事情と南京博覽會案内とを編輯し坐して上海南京は勿論江浙兩省の政治經濟の全般を窺ふを得べく併て蘇杭州は勿論自餘の名邑大都に廻遊するの好指南とす又閉會後にありては天下の奇珍寶貨を一堂に集むるの好機を利用し出品明細書を編みて千載の下青竹に垂れんとす

第九章 外國參考館

外國參考館は二棟にしてA B に別ちA館の左は米にして右は獨たりB館の左は日本にして右は英國なり爾餘の各國は兩館中央に共同して排列する事とせり日英米獨は總坪數各百五十坪

附言

本編は開會以前本文編纂最初に編纂せしもの印刷に着手せざる前既に開會となり又多少變更せ

られしも一々訂正の時日なきを以て此まゝ印行することゝせり之れ他日二次開催の場合に参考
となると信じ敢行する所以なり

海上日本堂新刊目錄

南洋大臣 兩江總督 張安帥題字
內山清湖 共著
榎原別峯
榎客先生序

南京

附錄如何にして南京
を見物すべきや。
折花舉柳

四六版百廿頁 地圖寫真版木版
風俗畫等四十葉

行文簡にして要を得たる廣々南京を僅少の時間を
以て調査せんとせば本書に俟たざるべからず
(定價金六拾仙)

最新南京地圖

附 勸業會
場全圖

具地踏査の上製圖せしもの南京遊覽者必携のもの
はり (定價洋參拾仙)

金陵勝觀

定價
大洋壹弗

名勝寫真四十四枚 アートペーパー刷
説明日英漢文入り。石版刷美麗表裝
發賣以來好評噴々旬日ならずして既に壹千冊を賣
り盡せり。南京土産として最適好の品なり

新版

南京、蘇州
杭州、上海

名勝 繪葉書
風俗 各種

上海南京の著名旅館に賣捌あり

328

322

工+24-26



海 上

兌發店書堂本日

終